

【住宅便利サービス重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「住宅便利サービス」

- (2) サービスの種類浴室清掃やエアコン清掃などの 25,000 円までのハウスクリーニング作業費が年 1 回無料、2 回目以降は 5%割引の優待価格で利用可能な「ハウスクリーニング」、電子レンジやガスコンロ、IH ヒーター、レンジフードの破損・水濡れ等による損害が生じた場合に保険引受会社から保険金の給付を受けることのできる「キッチン設備補償」、提携業者の修繕サービスを優待価格（5%割引）で受けられることのできる「住宅修繕」、提携業者の庭木剪定作業を優待価格（5%割引、5,000 円限度）で受けられることのできる「庭木のお手入れ」、提携業者の害虫駆除作業を優待価格（5%割引、5,000 円限度）で受けられることのできる「害虫駆除」がセットになったサービス

※1 ハウスクリーニングは、手配費として 5,000 円の費用がかかります。

※2 ハウスクリーニングの対象箇所は、下記のとおりです。

エアコン清掃、浴室清掃、洗面台清掃、トイレ清掃、洗濯機分解清掃、洗濯機防水パン清掃、換気扇（レンジフード）清掃、冷蔵庫清掃、ガス台清掃、IH クッキングヒーター清掃、窓ガラス・網戸・サッシ清掃

※3 キッチン設備補償における保険金の上限は、年 1 回の損害あたり 20,000 円を限度とします。

※4 キッチン設備補償は、免責として 2,000 円の費用がかかります。

※5 修繕サービスとは住宅の増改築、水回り工事、内装工事、屋根・外壁工事、エクステリア工事の修繕を行うサービスです。

※6 1 件につき 25,000 円までが年 1 回無料となります。

※7 1 件の作業費とは、例えばエアコン 2 台のクリーニングの場合、1 台目は 25,000 円まで無料となり、2 台目は 5%引きとなります。

・各サービスの詳細は「住宅便利サービス」Web サイトにてご確認くださいか、または弊社販売担当者までお問い合わせください。

(3) ご利用料金月額基本料金：550 円(税込)

※「住宅便利サービス」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他弊社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 Fast 株式会社

住所 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-200 号

代表者氏名 森中 亮

(7) サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。

(8) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「住宅便利サービス 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 Fast 株式会社

住所 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-200 号 大阪駅前第 2 ビル 2 階 1-1-1

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

(9) サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

お問い合わせ受付先：インターネットサポートデスク

電話番号：03-6233-8027

受付時間：10：00～18：00（年末年始および弊社指定のメンテナンス日を除く）

【サービスの解除に関する事項】

この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。

上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。

上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。

上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。

上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。